

令和6年5月22日

環境局

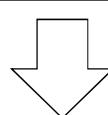
再生可能エネルギー

北九州市生物多様性戦略の改定について

1

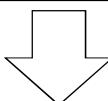
「北九州市生物多様性戦略」の経緯

平成17年9月 政令指定都市で初めて
「北九州市自然環境保全基本計画」策定



平成20年6月
生物多様性基本法 施行
・都道府県及び市町村は生物多様性地域戦略
の策定が規定(努力義務)

平成22年11月
「北九州市生物多様性戦略」策定
戦略期間:平成22年度～平成26年度



平成28年3月
「第2次北九州市生物多様性戦略」策定
戦略期間:平成27年度～令和6年度

2

第2次北九州市生物多様性戦略(現行戦略)の構成 《2015年度～2024年度》

- ◆基本理念:都市と自然との共生
～豊かな自然の恵みを活用し自然と共生するまち～
- ◆5つの基本目標と12の方向性、60の基本施策を設定

基本目標		方向性	
1	自然とのふれあいを通じた生物多様性の重要性の市民への浸透	1	自然環境にふれあう機会の創出
		2	農林水産業の活性化と地産地消を通じたふれあいの推進
		3	里地里山の利用と活用
2	地球規模の視野を持って行動できるような高い市民環境力の醸成	4	環境教育・学習の推進、普及啓発
		5	自然環境に精通した人材の育成
3	自然環境の適切な保全による、森・里・川・海などがもつ多様な機能の發揮	6	生態系ネットワークの形成
		7	地域固有の生態系の保全と利用
		8	希少種の保全及び外来種の対策
4	人と自然の関係を見直し、自然から多くの恵みを感受できる状態の維持	9	自然と調和した都市基盤整備の促進
		10	事業の実施に伴う環境配慮
5	自然環境調査を通じて情報を収集、整理、蓄積し、保全対策などでの活用	11	自然環境調査の実施とデータベースの構築
		12	市民参加による自然環境情報の収集

3

現行戦略に基づく主な取組

取組	概要
自然環境保全活動や普及啓発活動を行う団体への支援	補助金により、自然環境の保全活動や普及啓発活動を行う団体を支援。ガシャモク(絶滅危惧IA類)やカブトガニ(絶滅危惧I類)等の希少種の保全や里山環境の保全に活用されている。
絶滅危惧種に対する保全活動	響灘ビオトープにおいて、ベッコウトンボ(絶滅危惧IA類)やチュウヒ(絶滅危惧IB類)の保全活動を実施した。
特定外来生物対策	国や県と連携し、ヒアリやツマアカスズメバチ等の水際対策を実施した。
響灘・鳥がさえずる緑の回廊	若松区響灘地区に「緑の回廊」として、市民・NPO・企業などと協働し、40万本以上の植樹を実施。
エコツアーアの実施	曾根干潟におけるカブトガニ産卵観察ツアー等を通じて、市内の自然環境に触れる機会を創出。
環境首都検定	実践的な環境行動につながるきっかけづくりとして平成20年度から始まった検定。令和5年度までに累計52,000人以上が受験。
SDGs環境アクティブ・ラーニング	小学校第4学年を対象に、環境教育関連施設を活用した体験活動。

4

本戦略の総合評価

R5.11.22 環境水道委員会
資料より抜粋

- 本戦略に掲げている基本目標の達成に向けた60の基本施策は、ほぼ全て取組を実施
- 市民参加型施策への新型コロナウイルス感染症の影響が少なくなり、概ね順調に目標値に向かって進捗

今後の取組

- COP15で新たに「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されたことや、「新国家戦略」の策定を受け、本市戦略を改訂
- 新国家戦略で掲げられた2030年ミッション「ネイチャーポジティブ（自然再興）^{*1}」の実現、「30by30目標^{*2}」の達成に向け、市域内の「自然共生サイト^{*3}」認定を推進

※1：自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること

※2：2030年までに陸と海の30%以上の保全を目指すもの

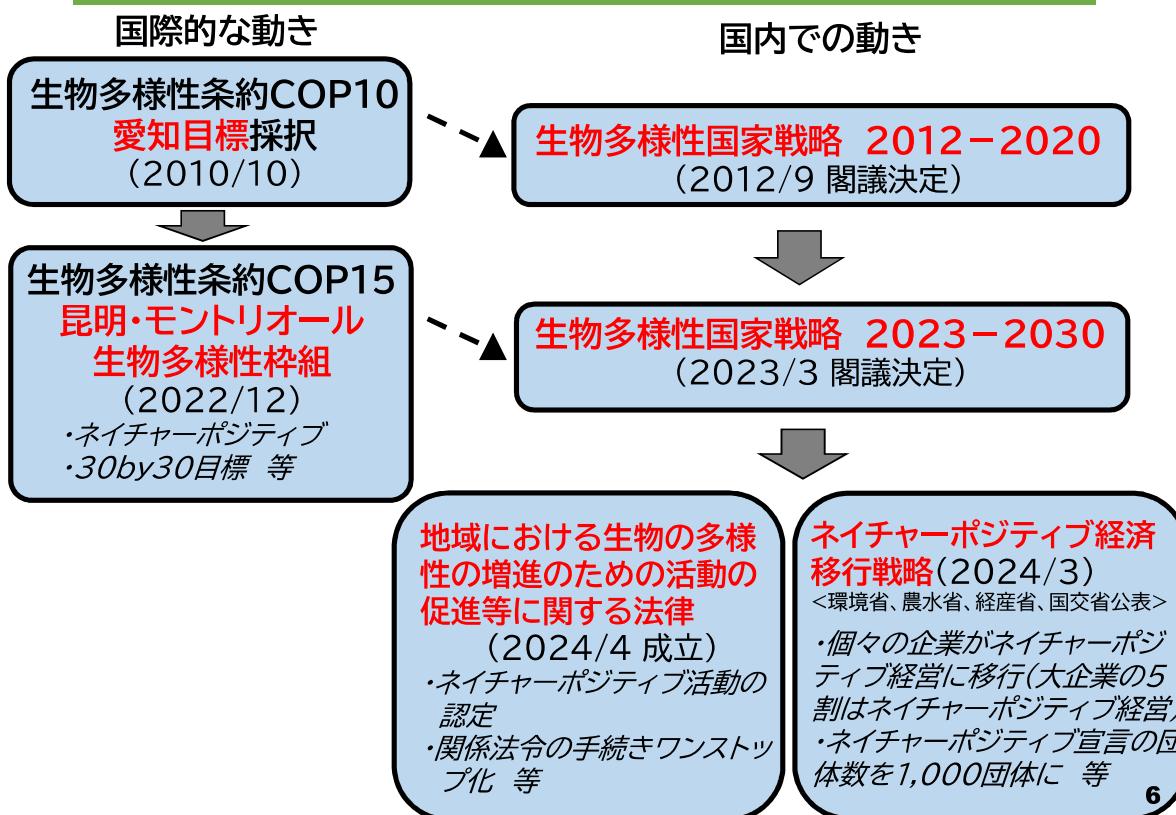
※3：民間の取組等により生物多様性の保全が図られている区域として、国が認定する新たな取組。保護地域との重複を除外した地域が「OECM^{*4}」として、国際データベースに登録される。

※4：Other effective area-based conservation measuresの略

国立公園等の法令による保護地域以外で、生物多様性保全に資する地域のこと

5

生物多様性に関する国内外の動向



生物多様性国家戦略2023-2030

生物多様性の4つの危機

開発など人間活動による危機

自然に対する働きかけの縮小による危機

人間により持ち込まれたものによる危機

地球環境の変化による危機

基本目標1
生態系の健全性の回復

基本目標2
自然を活用した社会課題の解決(Nbs*)

基本目標3
ネイチャー・ポジティブ経済の実現

基本目標4
生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動

基本目標5
生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

※:Nature-based Solutions

2030年に向けた目標
ネイチャー・ポジティブ(自然再興)の実現

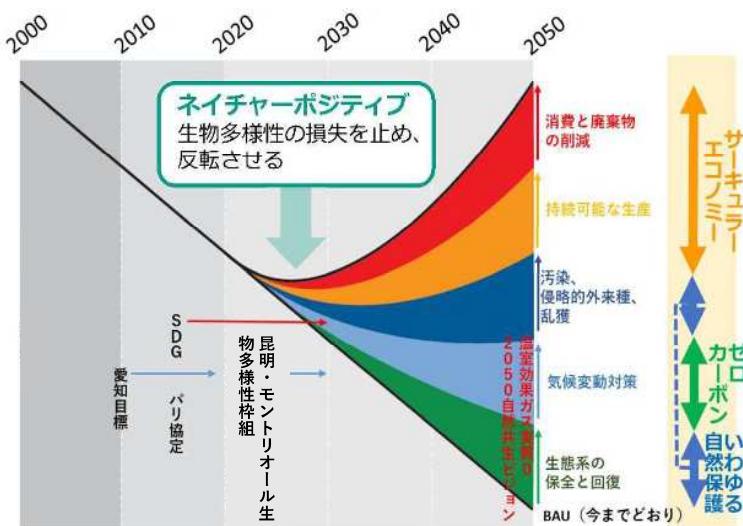
2050年ビジョン『自然と共生する社会』

7

ネイチャー・ポジティブ(自然再興)

- 現代は「第6の大量絶滅時代」。その主な原因は人間活動による影響。
- 生物多様性COP15の2030年ミッション:「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる(=ネイチャー・ポジティブ)ための緊急行動をとる」

- いわゆる自然保護だけではなく、自然資本に立脚した、GDPを超えた豊かな社会を構築



8

30by30

サーティー バイ サーティー
30 by 30

COP15で採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組の中で示された、2030年までに陸と海の30%以上を保全する新たな世界目標



30by30目標は、従来の保護地域(国立公園や鳥獣保護区等)に加え、OECM※
(保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)を含めて目標達成を目指す

※Other effective area-based conservation measures

環境省はOECM設定の推進のため、自然共生サイトの認定制度を令和5年度から開始し、保護地域との重複を除いた部分がOECMとして設定される。

市内の自然共生サイトの認定を進め、生物多様性の保全を推進

9

北九州市の生物多様性(例1)

●響灘ビオトープ

R5.10月 国の「自然共生サイト」に認定

- ・響灘地区の廃棄物処分場跡地に作られた日本最大級のビオトープ (41ha)
- ・市民が生物多様性に配慮しながら自然とふれあえる自然環境学習の拠点
- ・主に湿地、草地、砂礫地で構成、800種もの生物が生息
- ・希少種：ベッコウトンボ（絶滅危惧 I A類）, チュウヒ（絶滅危惧 I B類）, カヤネズミ（福岡県：絶滅危惧 II類）, シャジクモ（絶滅危惧 II類）等



10

北九州市の生物多様性(例2)

●曾根干潟

- ・面積約517haの広大な砂泥干潟
- ・貝類、カニ類、ゴカイ類等、様々な底生動物が多数生息
- ・干潟、後背地に多くの野鳥が生息。有数の渡り鳥飛来地
希少種：ズグロカモメ（絶滅危惧II類），ホウロクシギ（絶滅危惧II類），カブトガニ（絶滅危惧I類），シマヘナタリ（絶滅危惧I類）等



11

北九州市の生物多様性(例3)

●平尾台

- ・石灰岩特有の地形にススキ等の草原や森林が広がる全国有数のカルスト台地
(面積約1,500ha, 標高300m~700m)
- ・北九州国定公園。国の天然記念物（一部：320ha）に指定
- ・絶滅が危惧される多くの動植物が生息
希少種：ウラギンスジヒヨウモン（絶滅危惧II類），メスグロヒヨウモン
(福岡県：準絶滅危惧)，キキョウ（絶滅危惧II類），リンドウ（福岡県：絶滅危惧II類）等



12

次期戦略の枠組(案)

市が目指す姿

生物多様性の確保が世界的な潮流として強く求められるなか、市が持つ豊かな生物多様性(自然)を適切に保全・利用、情報発信することで、市民に自然を楽しんでもらうとともに、都市ブランドの向上を図り、市の発展に繋げていく。

基本的な枠組み

- (1) 基本理念: **都市と自然との共生** → 現行理念を継承
(2) 基本目標: ①自然の適切な保全と回復
②自然を活用した多様な課題の解決
③自然を大切にする価値観の形成
→ 環境基本計画の基本施策及び主な指標を継承
(3) 主な指標: **保全地域 30%**
(4) 戦略期間: 2030(R12)年度まで

13

4月22日環境審議会での主な意見

- 目標に掲げる「保全地域」がどのようなものか定義すべき。
その際、環境省の「自然共生サイト」の要件にこだわらずに、「保全地域」の範囲をもっと柔軟に考えられないか
(例)有機栽培に取り組んでいる農地など
- 行政、企業、市民それぞれの主体の責務(誰が、誰のために、何をするのか)を明確にすべき
- エコツアーや環境教育にもっと力を入れるべき
- パブコメへの意見を多く提出してもらうために工夫すべき
(例)自治会やまちづくり協議会の定例会での直接説明など

14

スケジュール(案)

- 今回 改定の方針等
- 夏頃 骨子案・数値目標 等
- 秋頃 パブコメ案
 - 以降、パブリックコメントを実施
- 令和7年2月頃 環境審議会による答申
 - 令和7年3月頃 策定

15